

環創環評第 216 号
令和 4 年 9 月 8 日

DKみなとみらい52街区特定目的会社
取締役 北川 久芳 様
株式会社光優
代表取締役 襟川 陽一 様

横浜市長 山 中 竹 春

みなとみらい21中央地区52街区開発事業計画に係る
第2分類事業の判定について(通知)

令和4年6月1日に横浜市環境影響評価条例(以下「条例」という。)第15条第1項の規定により届出のあった第2分類事業につきましては、事業の内容及び周辺地域の状況等を条例施行規則第15条第1項の規定に基づいて判断した結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと認められます。よって、条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行う必要はありません。

なお、計画段階配慮その他の手続の重要性を十分認識し、事業の実施にあたっては、横浜市環境配慮指針に基づいて行った配慮の内容を具体化し、実現に努めてください。

担当 環境創造局環境影響評価課
原田、加藤、山崎
電話：045-671-2495
FAX：045-663-7831